

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 環境部環境保全課

番号 15

許認可等の内容		一般廃棄物（し尿）処理手数料の減免の承認				
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例第35条第3項				
審査基準	関係条項	茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第23条				
	基準 (未設定の場合はその理由)	免除	措置対象		対象者	備考
			天災を受けた者のし尿及び浄化槽の汚泥		天災による被災者	
			火災で被災した者のし尿及び浄化槽の汚泥		火災等による被災者	り災証明書が必要
			市の公共用地、公共施設のし尿及び浄化槽の汚泥		管理担当課	
			市が主催する行事、事業のし尿及び浄化槽の汚泥		主催担当課	
			その他適当と認めたもの			
		減額	適当と認めたもの			
参考事項						
設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成30年4月1日最終変更）					
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	即日				
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（ 年 月 日最終変更）				